

令和3年度 名張市テレワーク施設等整備事業

【募集要項】

【募集期間】

令和3年5月21日（金）
～令和3年7月9日（金）17時（消印有効）

【事務局】

名張市
産業部 商工経済室

〒518-0492
三重県名張市鴻之台1-1
電話 : 0595-63-7824
メール : syoukou@city.nabari.mie.jp

受付時間: 8:30～17:00（土日祝を除く）

事業のご案内

1. 事業の趣旨

名張市は、万葉集ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と自然環境に恵まれたまちであり、古いまち並みや農村集落、新しい市街地など、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした自然環境と都市環境が融合している土地でしかできない魅力ある暮らしや仕事を創造できる素地があります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、社会の情勢も大きく変わる中、東京圏の一極集中からの脱却による地方への人の流れを作り出すことや、関西圏のベッドタウンとして発展したこのまちは中部圏へのアクセスも良好であることから、東京圏だけでなく、都市圏からの人の流れも生み出し、ニューノーマル時代のベッドタウン名張として魅力を発信するためにテレワーク施設等を整備するとともに、企業移転、移住を通し、魅力ある暮らしと仕事づくりを応援できる環境づくりを進めていき、ライフスタイルも含め、様々な情報を全国へ発信し、名張の魅力を伝えます。

2. テレワーク及びテレワーク施設等について

会社に出勤するだけでない働き方については、在宅勤務、テレワーク、サテライトオフィス、リモートワーク、ワーケーション、コワーキングスペース等様々なスタイルや呼び方があります。当事業では、本社機能はそのまま、一部機能を名張市へ移転する事業、新たに名張市に新しい部署を作成する事業や、従来の出勤先に行かず、当事業で整備した施設で仕事を行うスタイルを当事業では総じてテレワークと呼び、そのテレワークを実行する場所をテレワーク施設と呼ぶこととします。

また、単なるテレワーク施設としてではなく、地域資源の活用やテレワーク施設に併設した独自の施設との相乗効果を打ち出し、他市にない特徴をもったテレワーク施設として当該施設の利用促進や、様々な波及効果をもたらす特色ある設備・機能を付帯した広がりをもった事業を行うことも目的としていることから、当事業で整備する施設をテレワーク施設等と呼びます。

3. 各事業の説明

名張市内の空き店舗、空きスペース、空き家等を活用し、テレワーク施設等として整備する経費の一部および施設運営にかかる経費の一部を支援します。

各事業の説明

ア) 空店舗活用型テレワーク事業

現在名張市内で利用されていない空店舗をテレワーク施設等として整備し、空店舗の利活用を行う事業とする。

施設整備・運営に係る経費として、上限4,500万円、プロモーション、マッチング等プロジェクト推進に係る経費として上限400万円の補助を行います。

イ) スペース活用型テレワーク事業

現在名張市内の事業所等で空いているスペースを活用しテレワーク施設等として整備し、事業所スペースの有効活用を行う事業とする。

施設整備・運営に係る経費として、上限2,000万円、プロモーション、マッ

チング等プロジェクト推進に係る経費として上限200万円の補助を行います。

ウ) 空き家活用型テレワーク事業

現在名張市内の古民家等の空き家を活用しテレワーク施設等として整備し、空き家の有効活用を行う事業とする。

施設整備・運営に係る経費として、上限2,000万円、プロモーション、マッチング等プロジェクト推進に係る経費として上限200万円の補助を行います。

【共通事項】

上記事業について、当該施設の利用促進や、様々な波及効果をもたらす特色ある設備・機能を付帯した場合、その整備費用も補助対象とします。ただし、付帯施設整備に係る経費は、施設整備（付帯施設含む）・運営経費の20%以内の金額が上限となります。

なお、施設整備費用については、パソコンや什器類等の設備も含まれます。

4. 募集対象企業

本事業の募集対象企業は、以下の要件をすべて満たす企業であることが必要です。

- (1) 企業が応募時点で法人格を有し、当事業において利用企業から使用料等を徴収でき、利益を得ることができること。
- (2) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている企業でないこと。
- (3) 応募時点での所在地において国税及び地方税等に滞納がないこと。
- (4) 法人役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

5. 募集要件

募集については以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和3年度内にテレワーク施設等を整備し、かつ、テレワーク施設等を利用した事業を開始できる企業
- (2) 公序良俗に問題のない事業であること
- (3) 公的な資金の使途として社会通念上、適切であると判断される事業であること
- (4) 国、県及び名張市の他の補助金を活用する事業でないこと
- (5) 本事業と同一部分で他の補助金を活用しないこと
- (6) 事業開始前後において名張市や各種メディアからの取材依頼やメディアへの出演依頼があった場合に誠実に対応できる企業であること
- (7) 名張市内の空き家、空き店舗、自己等が所有する建物等既存の建物を利用した事業であること。
- (8) 事業を行う前、また、事業開始後において関係する法律や条例等を遵守し、抵触することがないように十分注意すること。
- (9) 事業開始後、令和6年度末までに下記に定める事業におけるKPI（重要業績評価指数）を達成できる見込みのある企業

K P I 値	施設利用 企業数	施設利用企業 のうち、三重 県外の企業数	施設利用者 数（のべ年 間利用者）	施設利用者のう ち、県外の利用 者数の割合
ア) 空店舗活用型	5社以上	3社以上	8,000人	60%
イ) スペース活用型	5社以上	3社以上	4,000人	60%
ウ) 空き家活用型	5社以上	3社以上	1,000人	60%

※施設の利用者数とは1年間に施設を利用した延べ人数となります。

例えば、1人（同一人物）の人が毎日1年間利用した場合は365人になります。

※応募企業がテレワーク施設を利用することは可能ですが、上記の目標を達成する必要がありますので、同一施設に他社の企業を誘致する必要があります。

※その他、目標値に関する考え方については、「内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生」ホームページ内、地方創生未来技術支援窓口に掲載の「地方創生テレワーク交付金に関するQ&A」の記載内容に準拠しますので、当該資料を確認ください。

6. 補助区分及び補助対象事業

補助金名称		施設の 利用定員	補助対象事業
ア) 空店舗活用型 テレワーク事業	整備・運営 補助金	20人以上 50人未満	施設整備・運営に係る経費 (施設改装費、設備費、運営経費等)
	プロジェクト 推進補助金		プロモーション、マッチング等プロジ ェクト推進に係る経費(謝金、旅費、 マーケティング調査費、広報費、外注 費等)
イ) スペース活用型 テレワーク事業	整備・運営 補助金	20人未満	施設整備・運営に係る経費 (施設改装費、設備費、運営経費等)
	プロジェクト 推進補助金		プロモーション、マッチング等プロジ ェクト推進に係る経費(謝金、旅費、 マーケティング調査費、広報費、外注 費等)
ウ) 空き家活用型 テレワーク事業	整備・運営 補助金	20人未満	施設整備・運営に係る経費 (施設改装費、設備費、運営経費等)
	プロジェクト 推進補助金		プロモーション、マッチング等プロジ ェクト推進に係る経費(謝金、旅費、 マーケティング調査費、広報費、外注 費等)

※施設の利用定員については、おおよその目安となります。K P Iを達成できる利用定員を設定してください。ただし、空店舗活用型テレワーク事業については必ず20人以上の定員を設定してください。

○補助区分及び補助率について

補助区分及び補助率については下記の2種類になります。

1. 高水準タイプ

単なるテレワーク施設としてではなく、地域資源の活用や名張市でテレワーク施設を行うメリットを打ち出す施設として整備する場合や、当該施設の利用促進や、様々な波及効果をもたらす特色ある設備・機能を付帯した場合は高水準タイプとして補助率が10分の9となります。

2. 標準タイプ

単なるテレワーク施設として整備する場合は標準タイプとして補助率が3分の2となります。

※補助金については令和3年度のみとし、令和4年度以降は企業の自主財源で運用を行うこと。

補助金名称		補助額	補助率
ア) 空店舗活用型 テレワーク事業	整備・運営補助金	上限 4,500万円	【高水準タイプ】 経費の10分の9 【標準タイプ】 経費の3分の2
	プロジェクト推進 補助金	上限400万円	経費の10分の10
イ) スペース活用型 テレワーク事業	整備・運営補助金	上限 2,000万円	【高水準タイプ】 経費の10分の9 【標準タイプ】 経費の3分の2
	プロジェクト推進 補助金	上限200万円	経費の10分の10
ウ) 空き家活用型 テレワーク事業	整備・運営補助金	上限 2,000万円	【高水準タイプ】 経費の10分の9 【標準タイプ】 経費の3分の2
	プロジェクト推進 補助金	上限200万円	経費の10分の10

7. 補助対象経費

下記の条件を満たすものが対象となります。

1. 事業計画を実施するために必要な経費(※補助金の交付決定日までに自費等により着工した当該工事は、補助対象経費に含まれません。)
2. 補助対象期間内に契約、履行または取得、支払いが完了した経費
3. 用途、単価、規模等の確認が可能であり、かつ本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費
4. 財産取得となる場合は、所有権が補助事業者に帰属する経費

*補助対象経費については、「内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生」ホームページ内、地方創生未来技術支援窓口に掲載の「地方創生テレワーク交付金について」及び「地方創生テレワーク交付金に関するQ&A」の記載内容に準拠しますので、当該資料を確認ください。

8. 採択件数及び応募数

採択件数	各事業1件
応募数	1法人につき1応募

9. 事業スケジュール

募集期間	令和3年5月21日（金）から7月9日（金）17時まで ※郵送の場合は7月9日（金）の消印有効
審査日程	1次審査 書面審査 (7月中旬) 2次審査 面接・プレゼンテーション (7月下旬)
補助事業期間	令和3年8月1日（日）～令和4年2月28日（月）
完了報告日	令和4年3月10日（木）まで
補助金支払	3月末

※スケジュールは変更になる場合があります。

10. 備えるべき施設の機能

テレワーク施設等の整備にあたって、最低限下記の機能を備えるようにしてください。

<p>ア) 空店舗活用型 テレワーク事業</p>	<p>【必ず備えるべき機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居企業ブース（クローズ） ・オープンスペース（フリーデスク） ・ミーティングルーム（クローズ） ・複合機、スキャナー ・ケーブル、USB電源タップ（座席設置） ・ステーションナリー ・感染症対策関連備品・設備 ・インターネット環境（Wi-Fi等） ・名張市の観光、物産、暮らし等を発信するスペース <p>【備えることが望ましい機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー ・ポスト、宅配ボックス ・フォンブース
<p>イ) スペース活用型 テレワーク事業</p>	<p>【必ず備えるべき機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペース（フリーデスク） ・ミーティングルーム（クローズ） ・複合機、スキャナー ・ケーブル、USB電源タップ（座席設置） ・ステーションナリー ・感染症対策関連備品・設備 ・インターネット環境（Wi-Fi等） ・名張市の観光、物産、暮らし等を発信するスペース <p>【備えることが望ましい機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー ・ポスト、宅配ボックス ・フォンブース

ウ) 空き家活用型 テレワーク事業	<p>【必ず備えるべき機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンスペース（フリーデスク） ・ミーティングルーム（クローズ） ・複合機、スキャナー ・ケーブル、USB電源タップ（座席設置） ・ステーションナリー ・感染症対策関連備品・設備 ・インターネット環境（Wi-Fi等） ・コミュニティスペース（地域住民等との交流できる場） ・名張市の観光、物産、暮らし等を発信するスペース <p>【備えることが望ましい機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカー ・ポスト、宅配ボックス ・フロンブース
----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

11. 応募手続き

(1) 提出書類

① 提出必要書類の一覧を確認してください。

※事業計画については必要に応じて、枠を広げて適切に記述をしてください。

② 上記紙媒体の提出書類に加え、PDF形式でCD-Rより提出してください。

③ 提出後に追加・変更等がある場合は、提出期限までの間に限り認めます。

④ 提出された応募書類及び添付書類等は返却いたしません。

(2) 提出方法

郵便又は宅配便等又は持参にて行ってください。

※書類を郵送する場合には、簡易書留や特定記録などを利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によってお送りください。なお、電子メールやFAXによる提出は受付できません。

(3) 提出先（問合せ先）

〒518-0492
 三重県名張市鴻之台1番町1番地
 名張市 産業部 商工経済室
 電 話：0595-63-7824
 メール：syoukou@city.nabari.mie.jp

12. 選考

審査の手順及びポイントは以下のとおりです。

- ①資格審査 募集対象企業及び募集要件に適合しているかを書類審査します。



審査通過企業

- ②1次審査（書面審査） 審査委員が事業計画書等の提出された書類をもとに、下記の審査ポイントに基づき、審査します。



- ③2次審査（面接・プレゼンテーション）
書面では伝わらない部分や意欲等について審査します。



採 択 審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

○主な審査ポイント

事業の独創性・地域性（高水準のみ）	・テレワーク事業と付帯した施設について、事業を名張で行うことの有用性や特色を見出していること。
事業の実現可能性	・事業コンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確となっていること。
事業の収益性	・事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性と信頼性があること。
事業の継続性	・計画どおりに進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。 ・事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画が妥当性・信頼性があること。
資金調達の見込み	・金融機関の外部資金による調達が十分見込めることができるような事業となっているか

※高水準タイプについては「事業の独創性・地域性」の部分が加点になります。

※審査結果に関する内容等については一切応じられませんのでご承知ください。

13. 2次審査（面接・プレゼンテーション）

- (1) 日時について

令和3年7月26日（月）及び28日（水）に名張市が指定する時間帯に実施します。詳細については、別途提案者にご案内させていただきます。

- (2) 順番について

2次審査の順番は、企画提案書提出時に提案者にランダムな数字を記載したくじ

を引いていただきます。全ての提案者がくじを引いた後、最も数字の小さいものから順にプレゼンテーションを行っていただきます。なお、郵便・宅配便等により提出いただく場合は、審査会担当職員でくじを引かせていただきます。

14. 選定結果

選定結果は、令和3年7月下旬までに提案者に郵送及び電子メールにて通知します。なお、選定結果についての異議申し立て等は、受け付けません。

15. 補助金の実績報告等

補助金実績報告については、「9. 事業スケジュール」の完了報告日までに実績報告書に下記の書類を提出してください。なお、支払いは実績報告後となります。

- 【提出書類】
- ①年度実績報告書
 - ②領収書の写し
 - ③備品台帳（10万円以上の備品購入について作成してください。）

補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となりますのでご注意ください。

*名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年3月31日規則第4号。）に定めるもののほか、名張市テレワーク施設等整備事業実施要領にもとづき実績報告書等を提出していただきます。選定された事業者には後日別途詳細をご案内させていただきます。

16. 交付決定後の注意事項

（1）事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に名張市の承認を受けなければなりません。

（2）状況報告

本事業完了後8年間、名張市が必要と判断した場合には事業状況及び収支状況を示す資料を提出していただきます。

（3）経理書類の保存

本事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、令和10年度末まで、管理・保存しなければなりません。

（4）取得財産の管理等

本事業において取得した財産について、取得価額が1件当たり10万円以上

の取得財産については、減価償却期間が経過するまでは、その処分等につき名張市の承認を受けなければなりません。また、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返還していただく場合があります。

(5) 立入検査

本事業の進捗状況確認のため、当市担当職員が実地検査に入る場合があります。

(6) 月別報告書の提出

施設運営開始後、5年間月別利用企業数及び利用者数一覧表を名張市へ提出していただきます。

(7) その他

上記以外にも、本事業に関連した必要書類の提出をお願いする場合があります。

17. 個人情報取り扱い

個人情報の管理 本事業への応募に係る提出書類により取得した個人情報については、本事業に関する目的以外に利用することはありません。

18. お問い合わせ

質問は次により質問書を提出してください。口頭による質問は受け付けません。また、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとします。

- (1) 提出書類 質問書（様式4）
- (2) 提出期限 令和3年6月30日（金）まで
- (3) 提出方法 電子メールにて、syoukou@city.nabari.mie.jp 宛てに提出
- (4) 回答方法 質問を受け付けてから概ね1週間以内に電子メールにて回答し、内容についてはホームページ等で公開します。